

仕 様 書

1. 購入物件

血圧脈波検査装置 一式

2. 参考メーカー及び形式

フクダ電子製 VS-2500 Premium ED

(同等品以上の機種でも可。その場合は、事前に協議を設けること。)

3. 納入場所

秋田県北秋田市阿仁銀山字下新町128

北秋田市立阿仁診療所

4. 希望納期

令和9年1月29日

5. 基本構成

(1) 血圧脈波検査装置本体	1台
(2) 表示ユニット（15インチ）	1台
(3) 専用トロリー	1台
(4) 付属品セット	1箱
(5) カフホルダ（側面）	1個
(6) 心音マイクロホン	1個
(7) SDカード	1枚
(8) トロリー設置用インクジェットカラープリンター	1台
(9) 電源集約ユニット	1台
(10) USBケーブル	1本
(11) バーコードリーダー	1個

6. 機器仕様

6-1 血圧脈波検査装置本体及び付属品セット

〔表示部・入力部〕

- (1) 表示ユニット上には被検者氏名、血圧脈波装置の状態などが表示されること。
- (2) 入力方式は、表示ユニットの画面にタッチするだけでID番号、名前、身長、体重等の被検者情報を入力できるタッチパネル方式であること。
- (3) 表示ユニットが専用トロリーに見やすい角度で搭載出来ること。
- (4) カフが昇圧出来ない部位を表示ユニット上の設定で任意に選択できる機能を有すること。
- (5) 静電容量式タッチパネルを搭載していること。
- (6) 表示ユニット上の設定で任意に加圧部位を選択できる機能を有すること。
- (7) 検査中にすぐに本装置を止めるSTOPキーを押しやすい場所に配置し、安全性を確保していること。
- (8) 検査結果の画面を切り替える際、フリック動作で切り替えられること。

〔心音・脈波・非観血血圧計測部〕

- (9) 心音マイクを使用し、心音図が記録できること。
- (10) 非観血血圧計用カフが、上腕と足首でそれぞれ色分けされ識別可能なこと。

- (11) 血圧に依存しにくい動脈硬化指標CAVI（心臓足首血管指数）の測定が出来ること。
- (12) ABI(足関節上腕血圧比)、UT、%MAPを搭載し、下肢の動脈狭窄・閉塞の診断をサポートすること。
- (13) ABI（足関節上腕血圧比）をサポートするBPB（血圧バランス）を搭載し、上肢の動脈狭窄・閉塞の診断をサポート出来ること。
- (14) JSH/ESHの指針にあった複数回測定、平均値算出が可能な上腕血圧計モードを搭載していること。
- (15) CAVI検査およびABI検査実施後、結果画面より被検者情報や区分線の修正機能や、CAVIおよびABIの再計算機能を有すること。

〔記録部〕

- (16) 波形一拍毎の各計測値が記録可能であること。
- (17) 外部にプリンター（オプション）を接続し、血圧脈波検査結果を印刷する機能を有すること。
- (18) 専用トrolleyにプリンター（オプション）を設置し、血圧脈波検査結果を印刷する機能を有すること。
- (19) ABI（足関節上腕血圧比）をサポートするBPB（血圧バランス）を搭載し、上肢や下肢の動脈狭窄・閉塞を判り易くレポートに記録すること。

〔本体部・保存部〕

- (20) IDカードリーダ、2次元バーコード対応リーダ、非接触型IDカードリーダなどを接続するコネクタが標準装備されていること。
- (21) パソコンを接続するLANコネクタが標準装備されていること。
- (22) 主な保存メディアとしてSDカードを採用し、任意に結果レポートのPDFファイルと検査結果のXMLファイルがUSBメモリ、SDカードに保存可能な機能を有すること。
- (23) 無線LANが内蔵されていること。
- (24) 任意のPC上に存在する共有フォルダに、検査結果レポートをPDFファイルとして出力する為の機能を有すること。

〔その他〕

- (25) 外形寸法が（幅）545mm×（奥行）500mm×（高）1246mm以内であること。（突起部を含まず）
- (26) 本体寸法が（幅）400mm×（奥行）200mm×（高）103mm以内であること。（突起部を含まず）
- (27) 表示ユニット寸法が（幅）407mm×（奥行）131.8mm×（高）283mm以内であること。（突起部を含まず）
- (28) 専用トrolleyに搭載可能であること。

6-2 血圧脈波検査データ管理ソフト（オプション）

- (29) 血圧脈波検査装置で記録したデータをパソコンに収録、検索、表示、印刷、管理が行えること。
- (30) 血圧脈波検査装置のデータがLANによるオンラインの他にICカードによるオフラインの登録も可能であること。

7. その他

- (1) 既存の血圧脈波検査装置の廃棄については、契約者が責任をもって行うこと。
- (2) 機器に不具合等があった場合は、迅速に対応すること。
- (3) その他不明な点は本市と協議の上、指示に従うこと。